

自宅で完結！
マイナンバーカードでe-Tax（イータックス）



令和８年分の確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅などからのe-Tax申告」を利用ください。

問い合わせ 掛川税務署（☎22-5141）

e-Taxってなに？

e-Taxとは、国税に関する各種の手続きについて、インターネットなどを利用して電子的に手続が行えるシステムです。e-Taxには主に以下のメリットがあり、すでに**４人中３人がe-Taxで申告**しています。

自宅から申告可能

24時間利用可能
メンテナンス時間を除く

添付書類提出不要
一部の書類を除くイメージデータによる提出も可能

受信通知からいつでも内容確認

早期還付

e-Taxに必要なもの

- **マイナンバーカード**
- マイナンバーカード読取対応の**スマートフォン**
- マイナンバーカードの**パスワード２つ**
  ①利用者証明用電子証明書のパスワード
  （数字４桁）
  ②署名用電子証明書のパスワード
  （英数字６～16文字）

パスワードは、マイナンバーカードを作成した際の「暗証番号記載票」などで確認！



マイナンバーカード・電子証明書の有効期限に注意

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続きなどの利用ができません。特に確定申告期は、市の更新窓口の混雑が予想されますので、早めに更新手続きをお願いします。

有効期限はここを確認！



確定申告書等作成コーナー

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、所得税および消費税の申告書や、青色申告決算書・収支内訳書などの作成、e-Taxによる送信ができるシステムです。作成コーナーは右記から利用いただけます。

※令和８年分の作成コーナーは、令和９年１月以降に公開されます。

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金などの源泉徴収票、医療費などの情報が自動入力されるため、より簡単かつ便利に手続きを行うことができます。

※給与所得の源泉徴収票は、勤務先から市町村にeLTAX（エルタックス）などで給与支払報告書を提出された場合に連携対象となります。

利用者識別番号 事前取得のお願い

確定申告書を電子的に作成・送信する人は、**「利用者識別番号」の取得が必要です。**取得する人はe-Taxホームページ（右記）から手続きしてください。

令和９年２月以降に、菊川市申告会場で確定申告相談をされる人も、事前の取得が必要です。

手続きの流れ

①「e-Tax」と検索
②「ご利用の流れ」をクリック
③「１ 利用者識別番号の取得」をクリック

※令和８年２月・３月に菊川市申告会場で確定申告をされた人で、利用者識別番号が未取得の人には、10月中旬頃に税務署から取得方法を案内したお知らせを送付しています。そちらも併せて確認ください。